

インパクト志向金融宣言

運営規程修正ポイント

2024年7月

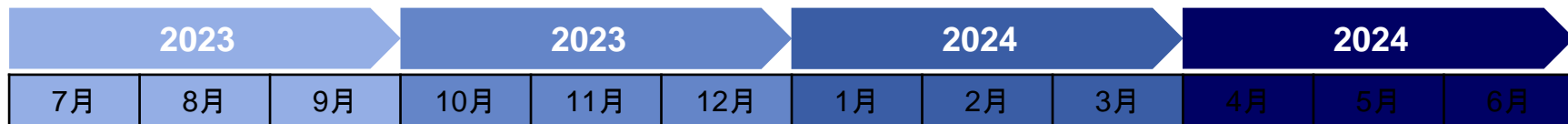
インパクト志向金融宣言

Japan Impact-driven Financing Initiative

背景

- 2023年7月WL会合にて自走化PTが設置され、以降自走化に向けた議論が続けられてきた
- 自走化PTの結論及び運営委員会での議論を経て、2024年7月のWL会合にて2025年4月以降の会費制導入を定める新運営規程修正を提案するもの
- その他、修正が必要と思われる規定の改定も同時に提案するもの

自走化PTのこれまでの活動と議論



総会

⑦ワーキング
レベル会合

⑧ワーキング
レベル会合

代表者総会・
⑨ワーキング
レベル会合

⑩ワーキング
レベル会合

ガバナ
ンス・自走
化PT

自走化
PT発足

運営規程試
行的導入

運営規程
導入

アンケート

今回

- ・経費支援終了時期の明示(25/3)
- ・宣言の活動終了も含めたオプションを整理
- ・自走化検討のためPT設置

- ・宣言の活動は継続したい意向が強く自走化を検討
- ・必要な予算額約2500万円を精査の上、妥当と判断
- ・他の団体も参照し、組織規模別に会費案を提案・議論

- ・金融業界の自主的な業界横断的なインパクト志向の取り組みとして、インパクトコンソーシアムとの違いについて議論
- ・各社内部説明用の資料案を配布、意見を求める

条項(新条項)	内容
第6条(権利及び責務・義務)	第5項 義務として会費支払いの明記
第7条 (会費)	会費支払いについて定めたもの。詳細は別表とする
第11条 (地位の取消)	会費支払いがない場合の地位取消について明記
別表	会費の詳細について明記

条項(新条項)	内容
第12条(賛同機関の地位) 第7項	<p>賛同機関の中で本宣言に対して特に甚大な支援を提供した賛同機関について特別な呼称を認めることを定めたもの (具体的には、発足時から自走化に至るSIIFの支援実績を念頭において、自走化後の特別な呼称を認めるもの)</p>
第13条(協賛・後援等の地位付与)	<p>特定イベントへの協賛・後援、継続的な特別協賛・特別後援を行う機関について定めたもの (中央日本土地建物(株)による官民共創ハブによる継続的な会場提供を念頭においたもの)</p>
第21条 (定足数・決議)	<p>第1項 定足数について明確化したもの 第2項 宣言本文の改定について、委任状の提出がない場合を棄権と定めたもの</p>
第23条 (定足数未達と事前審議会)	<p>決議を行わないが審議だけを行う非公式な会について定めたもの</p>

第21条 決議の種類と方法について以下の通り整理

全署名金融機関

①出席

②欠席

③賛成

⑥委任状あり—他機関
～ (⑥-1賛成、
⑥ - 2反対)

④反対

⑦委任状あり—議長へ

⑤棄権

⑧委任状なし

条項	定足数	議決
普通決議	署名機関過半 ① + ⑥ + ⑦	出席機関の過半 $\frac{\text{③} + \text{⑥} \text{ ①} + \text{⑦}}{\text{①} + \text{⑥} + \text{⑦}}$
宣言文改訂特別決議	署名機関過半 ① + ⑥ + ⑦	総機関の2/3 $\frac{\text{③} + \text{⑥} \text{ ①} + \text{⑦} + \text{⑧}}{\text{総機関}}$
特別決議 (運営規程、地位取消、運営委員)	署名機関過半 ① + ⑥ + ⑦	出席機関の2/3 $\frac{\text{③} + \text{⑥} \text{ ①} + \text{⑦}}{\text{①} + \text{⑥} + \text{⑦}}$

今回の改定にて、委任状なしの機関を「棄権」と明確に位置付けることとする